安江居宅介護支援総合センター

運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人幸紀会が開設する、指定居宅介護支援事業所（以下［事業所］と言う。）の適正な運営するために人員及び管理に関する事項を定め要介護状態となった利用者及び、その家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス事業者と連絡調整を目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできる様、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行うものとする。

２　事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。

３　事業の運営に当たっては市町村・老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第３条　事業所の名称及び所在地等は次のとおりである。

一　施設名　安江居宅介護支援総合センター

二　所在地　岐阜市鏡島南１丁目１番７号

三　電話番号　０５８－２５５－３２００　ＦＡＸ番号　０５８－２５５－３２０３

四　介護保険指定番号　居宅介護支援（２１７０１００２４）

（職員の職種、員数）

第４条　事業所に所属する職員の員数は次のとおりである。

一　管理者　　１人　（常勤兼務）

二　介護支援専門員　　４人以上（管理者兼務１人）

（職員の職務内容）

第５条　前条に定める職種毎の職務内容は次のとおりとする。

一　管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　介護支援専門員は、第２条の運営方針に基づく業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

一　月曜日から土曜日までとする。但し、１月１日と２日は休日とする。

二　営業日の午前９時００分から午後５時００分までを営業時間とする。

（居宅介護支援の提供方法、内容）

第７条　事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。

２　居宅介護支援の提供を求められたときには､利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分及び要介護認定の有効期間等を確かめる。

３　要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

４　要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する１か月前には行われるよう必要な援助を行う。

５　要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者若しくはその家族の意思を尊重し､保健医療サービス･福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、サービス提供の手続を行う。

６　業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がない場合、サービスの提供を拒否してはならない。

一　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

二　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合

三　利用申込者が他の居宅介護支援事業者にも併せて居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

（居宅介護支援の具体的取扱方針）

第８条　居宅介護支援の具体的取扱方針は次のとおりとする。

一　居宅介護サービス計画の担当者介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に関する業務を行う。

二　相談の受付場所利用者等から相談を受け付ける場所は第３条に規定する事業所内とする。

三　利用者等への情報提供居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等の情報を提供し、利用者又はその家族のサービスの選択が可能となるように支援する。

四　利用者の実態把握介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

五　居宅サービス計画の原案作成介護支援専門員は、利用者の居宅を必要に応じて訪問し、利用者及びその家族と面接し支援する上で解決しなければならない課題を分析し、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

六　サービス担当者会議の開催介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求める。

七　居宅サービス計画の説明、同意及び交付介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得、当該居宅サービス計画を交付する。

２　サービスの実施状況の継続的な把握、評価は次のとおりとする。

一　介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

二　介護支援専門員は、少なくとも１月に１回（状態が安定している場合は２月に１回）利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、モニタリング結果を記録する。

３　介護保険施設の紹介等は次のとおりとする。

一　介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

二　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

（利用者負担の額）

第９条　利用者負担の額を以下のとおりとする。

一　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

二　通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、指定地域を越えたところから次の額を徴収する。

① 指定地域を超えたところから片道１０ｋｍ未満　１，１００円

② 指定地域を超えたところから片道１０ｋｍ以上　２，２００円

（事業の実施地域）

第１０条　事業の実施地域は、岐阜市、本巣市(北部を除く)、瑞穂市、北方町とする。

（苦情処理）

第１１条　事業所は、苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により利用者及び身元引受人からの苦情に迅速且つ適切に対応するものとする。

（虐待の防止）

第１２条　管理者を責任者とし、虐待防止検討委員会を定期的に開催し、職員研修にて虐待防止の徹底を行う。虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、迅速かつ適切に手続きを行い、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第１３条　事業者は、介護支援専門員が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を退職後、在職中、漏らすことのないよう、必要な措置を講ずることとする。

２　介護支援専門員が個人情報を用いる場合は、家族、本人の同意を得ることとする。専門職による介護支援サービス担当者会議においてのみ、利利用者の個人情報及び

利用者の家族の情報を用いることとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１４条　居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービス選択を求めるものとする。

２　居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めることとする。

附　　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 2 月 2 日から実施する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 21 年 12 月 21 日から実施する。
この規程は、平成 22 年 10 月 21 日から実施する。
この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 23 年 6 月 21 日から実施する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 24 年 4 月 9 日から実施する。
この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 24 年 7 月 21 日から実施する。
この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 24 年 8 月 21 日から実施する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 25 年 10 月 7 日から実施する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 26 年 6 月 26 日より実施する。
この規程は、平成 26 年 9 月 21 日より実施する。

この規程は、平成 26 年 12 月 22 日より実施する。
この規程は、平成 27 年 1 月 9 日より実施する。
この規程は、平成 27 年 3 月 21 日より実施する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。
この規程は、平成 28 年 3 月 1 日より実施する。
この規程は、平成 28 年 7 月 21 日より実施する。
この規程は、平成 28 年 10 月 13 日より実施する。
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日より実施する。
この規程は、平成 29 年 2 月 6 日より実施する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。
この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より実施する。
この規程は、平成 29 年 9 月 1 日より実施する。
この規程は、平成 29 年 9 月 12 日より実施する。
この規程は、平成 29 年 9 月 21 日より実施する。
この規程は、平成 29 年 12 月 1 日より実施する。
この規程は、平成 30 年 3 月 21 日より実施する。
この規程は、平成 30 年 6 月 21 日より実施する。
この規程は、平成 30 年 7 月 1 日より実施する。
この規程は、令和 1 年 7 月 21 日より実施する。
この規程は、令和 1 年 8 月 21 日より実施する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。